

1 パブリックコメント実施期間 令和2年4月17日(金)～5月16日(土)

2 意見提出者数(意見の延べ件数) 116人(252件)

3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

| 意見の概要 | 県の考え方 |
|--|---|
| 条例の制定について | |
| ・公的種子の安定供給を図るため、種子法廃止に対応する主要農作物等種子条例制定は必要である。 (同様の趣旨の御意見を多数いただきました。) | ・県が行う種子生産事業を条例化することにより、将来にわたって優良な種子の安定生産及び供給体制の維持に取り組んでまいります。 |
| ・千葉県がこれらの作物の種子を守り、県として品種改良などのために財政保障することは大切なことである。すでに全国の20を超える自治体で種子条例を制定している。種子条例の制定を強く求める。 | |
| ・千葉県は農作物等種子条例を制定しなければならないと思う。要綱では駄目。是非、条例制定をお願いする。 | |
| ・千葉県にとって重要な産業である農業の安定的維持のためにも一刻も早くこの条例が制定されることを願う。 | |
| ・農家にとって大切な種子は、安価で、安定的に供給される必要がある。千葉県も種子条例の制定を進めていただきたい。 | |
| ・種子法の廃止で、安定的に生産・供給されるか、不安に思っている。県として種子生産の営みを守っていただきたい。早期の条例制定を要望する。 | |
| ・これまで種子法により保障されていた原原種及び原種の管理育成、優良品種の研究開発などを今後も継続して行うシステム、そして優良品種の種を今後は自治体の元で農家へ安価で安定供給できるよう、条例を設立して欲しい。 | |
| 対象品種について | |
| ・県特産品の落花生を対象品種とすることは、県の独自性が出るので望ましい。 | ・本条例は、将来にわたる種子供給体制を維持するため、優良な種子の生産及び供給に関する施策を県の責務として定めるものです。そして、優良な種子の生産及び供給のためには、種子の基となる原種・原原種の品質を管理し保存する必要があることから、本条例の対象品種は、本県が原種及び原原種を保有する品種としました。 ・落花生は、全国の栽培面積の8割を本県が担っており、市場に出回っているほとんどの品種を千葉県が開発するなど、これらの原種及び原原種を唯一生産できる県のため、奨励に向けて落花生を本条例の対象品種として位置づけることとしました。 ・また、在来種とは、特定の土地の気候風土や環境に適応した品種であり、県が管理することのできる原種及び原原種がなく、県全体に優良な種子を供給することが難しいことから、本条例の対象品種としていません。 |
| ・本県の特産物である落花生の種子を全国に配付できるよう種子産地としての生産体制がとれないか。 | |
| ・県が育成した品種のブランドを守るよう要望する。 | |
| ・県が主要農作物と考える品目や県が独自に育成した品種などを対象作物に加えるべきである。 (同様の趣旨の御意見を多数いただきました) | |
| ・対象品種には、本県の在来種や固定種(例:小糸在来大豆や大浦ゴボウ等)を追加すべきである。 (同様の趣旨の御意見を多数いただきました。) | |
| ・「地元の美味しい食を味わいたい」という消費者の立場から「土気からし菜」「千葉在来そば」等、千葉の風土や食文化に大きく関わり、県民の財産である伝統野菜や在来種を、保護・育成できる条文を設けていただけよう要望する。 | |
| ・本県固有の在来種の保護の視点もいれてほしい。種子の多様性を公的に保障していくことが、将来的に本県の種子供給体制の維持にもつながる。 | |
| ・県内の在来種をデータベース化し、種の多様性を守る拠点を県で作ることを要望する。 | |
| ・作物の安定供給のためには、主要農作物以外にも気候変動に耐えうる作物の育種を続けることが必要である。 | |

| 意見の概要 | 県の考え方 |
|---|---|
| 考慮すべき事項について | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・国連採択された「小農の権利宣言」の趣旨を種子条例に取り入れるよう要望する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性については「食品衛生法」及び「食品安全基本法」、食品の表示については「食品表示法」で国が規定しております。 ・本条例は、優良な種子の生産及び供給に関する施策を県の責務として定めるものであり、農業者の権利や食料主権を法令化することについては、農業全体に関わる問題として総合的に検討すべきと考えます。 ・県としては、まず本条例に基づいて優良な種子の生産及び供給をすることにより、農業の振興及び農産物の安定供給に努めてまいります。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・種の多様性と農業者の権利を守る形で制定されるよう要望する。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・食料主権の視点で種子条例を作るよう要望する。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・食料の安全保障が図られるべきである。（同様の趣旨の御意見を多数いただきました。） | <ul style="list-style-type: none"> ・御意見を踏まえ、優良な種子を生産及び供給することにより、安全な農作物の安定供給に取り組んでまいります。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・食の安全を守る旨の定めを置くよう要望する。（同様の趣旨の御意見を多数いただきました。） | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「消費者・県民が求める安全で良質な県内産農産物の安定供給をはかる」旨を明記するよう要望する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・御意見を踏まえ、消費者に農産物を将来にわたり安定的に供給する視点を目的として掲げることといたしました。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「農業競争力強化支援法の趣旨も踏まえ」と記載のある「現行の要綱を踏まえ」てはならず、その条例について、「農業者や農業団体から、種子価格の値上がりによる生産継続への不安があるため、県が法的根拠に基づき、将来にわたって種子生産事業に取り組むよう」という経緯に沿った内容にすべきだ。 | <ul style="list-style-type: none"> ・御意見を踏まえ、県が主要農作物等の優良な種子の生産及び供給に関する施策を計画的に推進する責務を有すること、また、県が原種及び原原種の生産を行うことを明記しました。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本県の種子条例が叩き台としている要綱には、「農業競争力強化支援法の趣旨も踏まえ」という文言が入っている。これはつまり、「民間事業者の技術開発や新品種育成を促進し、県の種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進する」ということだろう。これでは、農業者の権利を守ることができず、優良で安全安心な農産物の生産が妨げられてしまうことになってしまうのではないかと？県民の知的財産を民間企業に無償提供することを防ぐためにも、「農業競争力強化支援法の趣旨も踏まえ」という文言は削除するべきだと考える。 | <ul style="list-style-type: none"> ・御意見を踏まえ、県が主要農作物等の優良な種子の生産及び供給に関する施策を計画的に推進する責務を有すること、また、県が原種及び原原種の生産を行うことを明記しました。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・農業競争力強化支援法の趣旨とは、「民間事業者の技術開発や新品種育成を促進し、県の種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進する」ものであるが、種子の生産について民間企業が参入することによって重大な弊害が生じることが懸念されるので、条例の制定時には考慮すべきではない。（同様の趣旨の御意見を多数いただきました。） | |
| 規定に対する要望 | |
| （関係者について） | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・県の役割だけでなく、関係者や関係団体、その他の組織及び生産者等の役割を規定するよう要望する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・御意見を踏まえ、関係団体その他の関係者との連携及び必要な体制の整備を図ることを条例に定め、種子計画に基づく優良な種子の生産に関与する関係者が相互に連携して主要農作物等の優良な種子の生産及び供給に取り組むこととしました。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・生産者の役割として「県産種子の積極的な利用・更新」などを規定すべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本条例は、県が優良な種子の生産及び供給のための措置を講ずることにより、生産者が優良な種子を利用することができるようにするために定めようとするものであり、生産者や消費者の役割は定めないこととしました。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・県産農産物を積極的に購入し消費することを消費者への期待又は役割として規定したらどうか。 | |
| （体制の整備について） | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・優良種子の生産に必要な体制として、 <ul style="list-style-type: none"> イ）人材の育成・確保 ロ）施設や機器類の設置・更新 ハ）予算措置 が整備されることを要望する。（同様の趣旨の御意見を多数いただきました。） | <ul style="list-style-type: none"> ・いただいた御意見については、それぞれの施策展開の中で参考とさせていただきます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・農業者を支援できる体制をしっかり作ってほしい。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・千葉米改良協会の今後のあるべき姿（例えば全農や園芸協会、農業者総合支援センター等との業務のすみ分け等の中でどうするか）を検討して、県の種子供給体制を強固なものとしてもらいたい。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本県の麦及び大豆の種子の生産は品質が安定せず、県外委託や転用により賄っている状況について、体制の整備として盛り込めないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・御意見を踏まえ、県が主要農作物等の優良な種子の生産及び供給に関する施策を計画的に推進する責務を有することを明記しました。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・公的機関を中心とした種子の安定的生産は、行政の責任としていた種子法が廃止されたものの、将来にわたって、県が責任をもって、種子の生産体制を整備してほしい。 | |

| 意見の概要 | 県の考え方 |
|---|--|
| (財政上の措置について) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・優良な種子の生産のため、財政上の措置を定めるよう要望する。 (同様の趣旨の御意見を多数いただきました。) | <ul style="list-style-type: none"> ・御意見を踏まえ、今後も種子の生産に関する施策を継続的に実施していくため、財政上の措置を定めました。 |
| (開発・知見等について) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・種子の新品種を開発することについて、条例に位置づけるべきである。 (同様の趣旨の御意見を多数いただきました。) | <ul style="list-style-type: none"> ・新品种の開発は、農業振興全体を見通して行う必要があることから、種子の生産段階に限定されることなく実施すべきと考え、育種の対象とする品目を検討の上、引き続き県農林総合研究センターにおいて実施してまいります。 ・農作物の品種に関する知的財産権については、種苗法に基づく「育成者権」になります。本県では、種苗法に基づき、品種登録の手続きを行うこと等により、県が開発した品種の権利の保護に取り組んでおります。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・新品种の開発を民間に委託する事項を条例に定めまいよう要望する。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・県が保有する優良な種子生産の育種知見について、外部機関への提供を禁止又は制限するよう要望する。 (同様の趣旨の御意見を多数いただきました。) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・原種、原原種の保存と安定供給を継続するとともに、その特許を認めず、特定の人物及び組織の所有とさせまいよう要望する。 (同様の趣旨の御意見を多数いただきました。) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・特許取得に関する助成制度を要望する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・いただいた御意見については、それぞれの施策展開の中で参考とさせていただきます。 |
| (種子の価格) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「低廉な供給」という文言を入れるべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本条例は、優良な種子の生産及び供給を図る目的で制定するものであるため、そのあとに続く種子の流通価格については定めていませんが、県として、適正な価格で種子が流通するよう引き続き取り組んでまいります。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・種子の価格の高騰による経済的不安から農家を守るよう要望する。 | |
| (その他) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・現在の要綱に明記されている7項目が、条例にしっかりと盛り込まれていることが必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現行の要綱で実施している施策は、条例及び新要綱及び要領に基づいて引き続き実施します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県独自の「条例制定に至った理念、今後の取り組み方針」を前文で定めるよう要望する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本県では、優良な種子を生産及び供給することは、主要農作物等の品質を確保するとともに安定的な生産につながり、ひいては農業振興及び農産物の安定供給に資するとの理念に基づいて制定しております。また、かかる理念は目的を定めた条文に集約されているものと考えております。 ・今後の取り組み方針については、個々の条文に掲げられた施策に関する規定で具体的に定めてまいります。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・混種事故があった場合の対応について定めるよう要望する。 |
| 関連する施策について | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・在来種は栄養価が高いものも多く、ブランド化でF1種などとの差別化や単価をあげるなどの可能性を秘めており、大切に引き継いでいくべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> ・いただいた御意見については、それぞれの施策展開の中で参考とさせていただきます。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・農家の所得の安定及び向上が図られるべきである。 (同様の趣旨の御意見を多数いただきました。) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・食糧自給率の向上が図られるべきである。 (同様の趣旨の御意見を多数いただきました。) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな環境が守られるよう願う。 (同様の趣旨の御意見を多数いただきました。) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・県産主要農作物の利用拡大を強く県民に働きかける政策と県民運動の提唱が必要である。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本条例が生産から消費にわたって実効性を発揮するように、関連施策を推進するよう求める。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県の種子開発の仕組み、原種・原原種保存の取り組みについての重要性をもっとアピールして欲しい。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・米生産体制の維持から増強への施策、及び広く県民が米を大切だと思ふ共通認識の普及と米消費を増加させる県民運動推進の施策に取り組むを希望する。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組み換え作物やゲノム編集に関する種子については、安全性に不安があるので、規制するよう求める。 (同様の趣旨の御意見を多数いただきました。) | <ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組み換え作物に関しては、カルタヘナ法や食品衛生法、飼料安全法で栽培等に係る規制の枠組みが定められており、条例による栽培の規制等は適当でないと考えます。 |
| パブリックコメントの実施について | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な条例案(目的、定義、理念、責務等)を提示し、複数回にわたり実施することを希望する。 (同様の趣旨の御意見を多数いただきました。) | <ul style="list-style-type: none"> ・条例案は、農業団体との意見交換やパブリックコメントの意見を十分に検討した上で策定しました。このため、令和2年9月議会で条例案を提案することとしました。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・実施について広く周知することやタウンミーティングを開催することにより、農家や消費者から幅広く意見を募る必要がある。 (同様の趣旨の御意見を多数いただきました。) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・意見の提出方法や募集期間について、周知を徹底すべきである。 (同様の趣旨の御意見を多数いただきました。) | |